

中部森林管理局本局冬期節電実行計画

平成23年12月 1日
中部森林管理局

1 趣旨

今冬の電力需給対策については、平成23年11月1日に開催された「電力需給に関する検討会合」（以下、「検討会合」という。）において決定されたところである。中部森林管理局管内（富山県、長野県、岐阜県及び愛知県）は中部電力又は北陸電力の管内にあり、本決定においては、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲でのピーク期間・時間帯の使用最大電力の抑制を要請する（具体的な数値目標は示さない）とされ、その期間は12月1日から3月30日までの平日の9時から21時までとされているところである。

このため、夏季の節電対策結果及び「冬期の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成23年11月経済産業省作成）（以下、「節電メニュー」という。）を踏まえ、中部森林管理局本局における冬期節電実行計画を以下のとおり定め、率先して取り組むこととする。

2 今夏の節電対策の総括

中部電力浜岡原子力発電所の運転の全面停止に伴い、中部電力管内においても下記の電力需給の逼迫が想定されたことから、中部森林管理局では7月1日から9月30日までの期間において「中部森林管理局本局節電実行計画」を策定したところである。

各種節電への取組の結果、同期間の平成22年度の電力使用量81,284kwhに対し23年度は60,014kwhであり、26.2%の削減となり、目標であった15%以上削減を達成した。

3 実施期間

本計画の実施期間は、検討会合決定に基づき、平成23年12月1日から平成24年3月30日までとする。

4 対象施設

中部森林管理局本局施設とする。

5 節電の目標

検討会合における決定においては具体的な数値目標は示されていないが、中部森林管理局本局においては、使用最大電力について、前年比5%以上減を目標とする。

(単位：kwh)

使用最大電力量	12月	1月	2月	3月	平均
22年度実績	104	138	125	101	117
23年度目標	98	131	118	95	111

6 節電に係る具体的取組

節電メニューのオフィスビルの例を参考に、以下のとおりとする。

(1) 空調（エアコン）に係る節電

- ① 空調温度20℃の徹底を図る。
- ② 使用していない場所の空調を入れない。特に、使用最大電力が大きい午前中については徹底する。

(2) O A機器に係る節電

- ① パソコン
 - ・ 昼休みには原則としてパソコン電源を切る。
 - ・ 省電力設定を実施する。
- ② 複写機等
 - ・ コピー使用后すぐに節電モードに切り替える。
 - ・ 使用頻度の低いプリンター、シュレッダー等は使用時に電源のオン、オフを行う。
- ③ その他
 - ・ 使用しないO A機器等はプラグから電源を抜く。

(3) 照明器具

- ① 昼休みは完全消灯を心がける。
- ② 昼間は廊下の照明を切る（悪天候で十分な明るさが得られない場合を除く）。
- ③ 室内の照明について、窓際等を中心に、ブラインド等の調節により仕事上における照度を確保した上で不要な照明は切る。逆に、夕方以降はブラインド等を閉め、暖気を逃がさないようにする。
- ④ トイレの照明の調節を実施する。

(4) その他

- ① トイレの便座ヒーターについて、不使用時はふたを閉める。
- ② 電気ポット、コーヒーメーカーの使用を極力控える。
- ③ 冷蔵庫の温度調整を「弱」に設定する。
- ④ 業務終了後の早期退庁に努める。

7 削減状況の管理

各月の節電状況を職員等へ周知する。